

熊本県出張理容・出張美容業務事務処理要領

(目的)

- 第1 この要領は、理容師又は美容師が、理容所又は美容所以外の場所で業を行うこと(以下「出張理容・出張美容」という。)について、関係法令の解釈及び出張理容・出張美容を行う者に求める任意協力に関し定めることにより、出張理容・出張美容における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(法令の解釈)

- 第2 出張理容・出張美容は、利用者がやむを得ない理由により理容所又は美容所に来ることができない場合に、例外的に認められるものである。当該利用者の置かれた状況から出張理容・出張美容の可否を判断する際の基準は、次のとおりとする。

- 1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に規定する「疾病その他の理由」とは、概ね次の場合が想定される。

(1) 利用者が在宅又は入院中の場合

疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められる場合

なお、利用者が入院中の場合は、出張理容・出張美容を行おうとする者は、事前に当該医療機関の承諾を得たうえで、医師や看護師等の指示に従って業務を行うものであること。

(2) 利用者が育児又は介護を行っている場合

自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる場合

(3) 利用者が拘束中の場合

利用者が刑務所、留置場等の司法関係機関に拘束されており、当該機関の要請により行う場合

- 2 理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号に規定する「婚礼その他の儀式」とは、概ね冠婚葬祭、入学式、卒業式が想定される。

- 3 熊本県理容師法施行条例(以下「県理容条例」という。)第4条第1項第1号及び熊本県美容師法施行条例(以下「県美容条例」という。)第4条第1項第1号に規定する「社会福祉施設又は介護老人保健施設」とは、それぞれ社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に係る施設、介護保険法第8条第26項に規定する介護老人保健施設とする。この場合、全ての入所者が対象となるのではなく、当該入所者が1の(1)又はそれに準ずる状態にある場合に限り認められることに留意すること。

なお、出張理容・出張美容を行おうとする者は、事前に当該施設の承諾を得たうえ

で、当該施設長又は管理者の指示に従って業務を行うものであること。

- 4 県理容条例第4条第1項第2号及び県美容条例第4条第1項第2号に規定する「演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合」とは、演芸、演劇、コンサート、発表会、ファッションショー等に出演又はこれらを披露する者に対し、当該演芸等を行う場所において直前に業を行う場合とする。
- 5 県理容条例第4条第1項第3号及び県美容条例第4条第1項第3号に規定する「特別の理由があり、公衆衛生上支障がないもの」とは、次の場合とする。
 - (1) 災害等発生時に避難場所に避難している者に対して業を行う場合
 - (2) 停泊中の船舶の船員で上陸できない者に対して業を行う場合
 - (3) その他、利用者の身体的状況、交通の利便性、理容所又は美容所の配置状況、同居者の状況等から、真にやむを得ない事情が認められる場合

(協力要請)

第3 保健所長は、出張理容・出張美容を行おうとする者に対し、次に掲げる事項に留意して業務を行うよう求めるものとする。

1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うこと。なお、区分されたとは、壁により完全に仕切られている必要はなく、作業及び衛生保持に支障を来さなければ、衝立等で仕切られた場所も使用できることとする。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造であるか、これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内には、不必要な物品等が近くにないようにすること。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
- (5) 施術により生じた毛髪片等が、風などにより作業場内に飛散しないよう防止対策を講じること。
- (6) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (7) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行する器具類

県理容条例第5条及び県美容条例第5条に規定する「消毒薬品等」とは、次のとおりとする。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料

- (5) 手洗いに必要な石ケン、消毒液等
- (6) 毛髪等の廃棄物を入れるふた付きの専用容器又は丈夫な袋
- (7) 清掃用具

3 業務を行う場合の衛生措置

- (1) 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。また、酒気帯び状態で作業しないこと。
- (3) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後は洗浄し、消毒すること。
- (4) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとにこれを取りかえること。
- (5) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。また、帰宅後、洗剤等を使用して洗浄すること。
- (6) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (7) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (8) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃し、ふた付きの専用容器や丈夫な袋に入れ、適正に処理すること。
- (9) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (10) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (11) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済み器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

4 自主管理体制

(1) 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

(2) 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

5 その他の留意事項

- (1) 出張先では、出張理容・出張美容対象者以外の看護人、付添人、施設職員等に

対して理容行為又は美容行為を行わないこと。

- (2) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは作業終了後、手指及び使用した器具類の消毒については、特に厳重に行うこと。
- (3) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用にあたっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

(承認書の交付)

- 第4 保健所長は、県理容条例第4条第2項に規定する申請書又は県美容条例第4条第2項に規定する申請書が提出された場合で、公衆衛生上支障がないと認められるときは、申請者に対し、(理容所・美容所)以外の場所における業務承認書(別記第1号様式)を交付するものとする。

(管理施設の設置)

- 第5 保健所長は、理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師が出張理容・出張美容を行おうとする場合は、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し消毒等を行うための専用の管理施設を設け、次の措置を講じるよう求めるものとする。

- (1) 清潔の保持
 - (2) 消毒設備の設置
 - (3) 十分な採光、照明及び換気
 - (4) 床及び腰板へのコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料の使用
 - (5) 耐水材料で築造された流水式の洗場の設置
 - (6) 消毒済み器具と未消毒器具とを区別して納める設備の設置
 - (7) 消毒済みの布片・タオル類と使用済みの布片・タオル類を区別して収める設備の設置
 - (8) 消毒器具及び消毒薬品を収める設備の設置
- 2 保健所長は、前項の管理施設を設置しようとする者に対し、管理施設設置届出書(別記第2号様式)により届け出るよう求めるものとする。
- 3 保健所長は、前項の規定による届出がされた場合で、当該管理施設に衛生上必要な措置が講じられていると認められるときは、当該管理施設を設置しようとする者に管理施設検査確認証(別記第3号様式)を交付するものとする。
- 4 保健所長は、管理施設の設置者に対し、第2項の規定による届出がされた事項に変更を生じたときは管理施設変更届出書(別記第4号様式)を届け出るよう求めるものとする。ただし、管理施設を移転した場合は、管理施設設置届出書(別記第2号様式)を届け出るよう求めるものとする。
- 5 保健所長は、管理施設の設置者に対し、管理施設を廃止しようとするときは管理施

設廃止届出書（別記第5号様式）を提出するよう求めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月21日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行するものとする。